

年金定期貯金・年金予約定期貯金

# すこやか

JAで年金のお受取、ご予約をされている方**限定**

店頭表示利率

**+ 0.11%**

(税引前)

対象商品／スーパー定期  
お預入期間／1年  
お預入金額／50万円以上

つながるひろがるゆめみる

お問い合わせは……  **JAえひめ南** [金融部] TEL 0895-22-8111

宇和島支所  
TEL22-8111

立間中央支所  
TEL52-0666

三間町支所  
TEL58-3322

鬼北支所  
TEL45-1313

松野支所  
TEL42-1131

津島支所  
TEL32-2611

南宇和支所  
TEL72-1121

内海支所  
TEL85-0324



1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー定期貯金（単利型） 年金定期貯金「すこやか」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー定期貯金（単利型） 年金予約定期貯金「すこやか」</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当JAで年金を受給されている（指定手続き中を含む）個人の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当JAへ年金受給口座の指定を予約された個人の方</li> <li>※「年金ご予約（・お手続き）カード」の提出が必要です。</li> </ul>
<p>※対象となる公的年金は以下のとおりです。 国民年金、厚生年金、共済組合等年金（国家公務員共済組合連合会、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、市町村職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、市議会議員共済会、町村議会議員共済会）、恩給、船員保険年金</p>		
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1年</li> <li>・自動継続（利払式に限る）のお取り扱いとなります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1年</li> <li>・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。</li> </ul>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・ATMでのお預け入れは対象外となります。</li> <li>・50万円以上5,000万円以内。</li> <li>・新たにお預け入れいただく資金を対象とします。</li> <li>※ただし、1口あたりの預入上限は1,000万円未満となります。</li> <li>・1円単位</li> </ul>	
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>	
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭表示利率+0.11%（税引前）を約定利率として適用いたします。</li> <li>・公的年金の受け取りを当JA以外に変更された場合は、約定利率を適用せず、預入日に遡って各預入金額に応じた1年ものスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用します。</li> <li>・初回満期後は、満期日時点の「すこやか（年金受給者）」を約定利率として当該満期日まで適用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期時において当JAでの年金受取口座の指定予約確認ができない場合は、約定利率を適用せず、預入日に遡って各預入金額に応じた1年ものスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用します。</li> <li>・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）の自動継続時の店頭表示利率を約定利率として当該満期日まで適用します。</li> </ul>
(3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。</li> <li>※2037年12月31日までの適用となります。</li> </ul>	
(6) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口でお問合せください。</li> </ul>	
7. 手数料	<p>—</p>	
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）</li> <li>・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。</li> </ul>	
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul>	
10. 貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>	
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融部（電話：0895-22-8111）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関をご利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</li> </ul>	
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・取扱期間中であっても諸情勢によりお取扱いを終了することがあります。</li> </ul>	